



とよた男女共同参画センター

キラッ★とよた

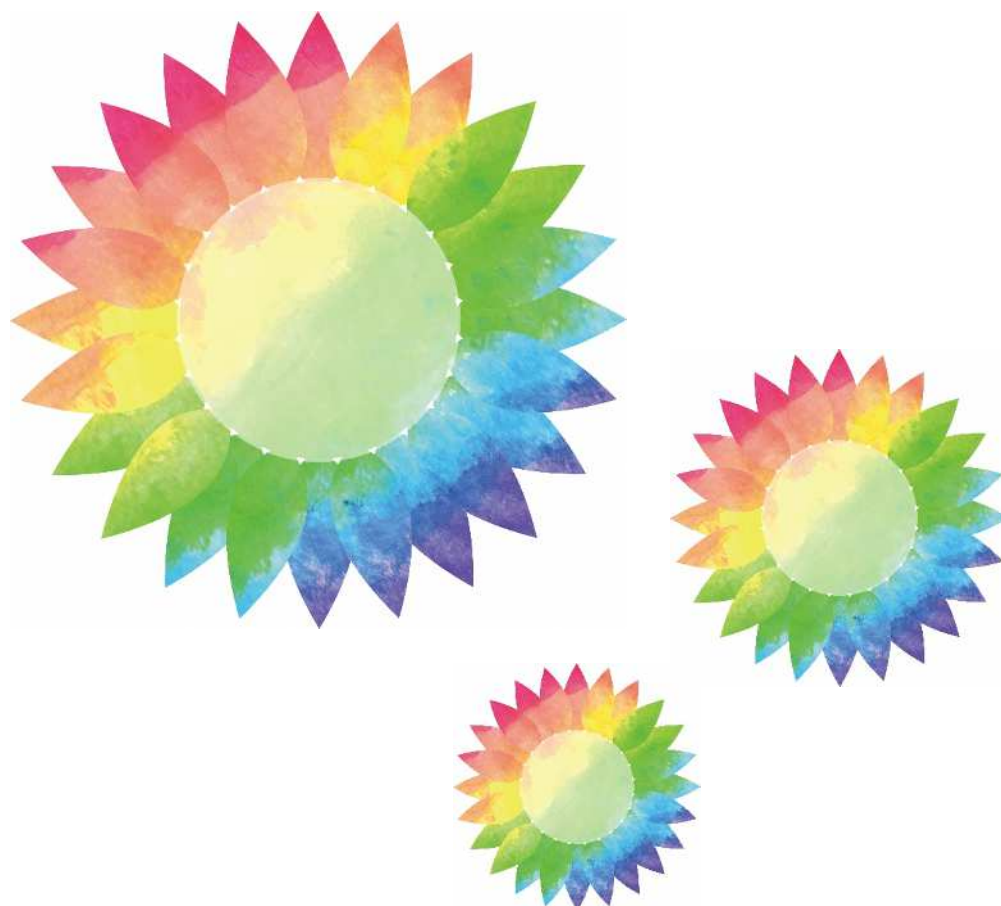
豊田市ファミリーシップ宣言 利用ガイドブック

令和6年8月 発行



【 目 次 】

1	豊田市ファミリーシップ宣言とは	P 1
2	宣言をするには	P 2
3	宣言をすることができる方	P 3
4	宣言に必要なもの	P 5
5	宣言書（様式第1号）の書き方	P 6
6	宣言証明書、証明カードの受領	P 9
7	宣言内容に変更があった場合（住所変更等）	P10
8	宣言証明書・証明カードの返還 （ファミリーシップ解消等）	P10
9	ファミリーシップの無効	P10
10	愛知県内自治体間連携	P11
11	Q & A	P12
12	豊田市ファミリーシップの宣言に関する要綱	P14
13	各種様式	P18



1 豊田市ファミリーシップ宣言とは

豊田市は、多様な個性を受け入れ、互いに認め合い、誰もが活躍できる社会づくりの取組として、令和3年7月から性的少数者（LGBTQ）を対象とする「豊田市ファミリーシップ宣言」制度を開始しました。

ファミリーシップ宣言とは、一方又は双方が性的少数者（LGBTQ）である二人が、婚姻と同様なパートナーであることを宣言し、市が「宣言証明書」を発行する制度です。また、宣言した人だけでなく、家族として暮らしている子どもや親を含めて宣言いただいた場合、ファミリーとして宣言いただいたことを証明します。

現在は、民間企業においてこの証明書により利用できる制度は少ないですが、今後は、利用できる制度が増えるような働きかけを進めるとともに、引き続き、多様な性への理解を促進する啓発をおこないます。

【性的少数者（LGBTQ）とは】

LGBTQ とは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人）、トランスジェンダー（こころとからだの性が異なる人）、クエスチョニング（自分の性について迷っている人）の頭文字をとった言葉です。同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人のことを指します。

からだの性												
こころの性												
好きになる性												
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

レズビアン… 5、11

ゲイ… 1、7

バイセクシュアル… 3、6、9、12

トランスジェンダー… 4～9

（ストレート… 2、10）

2 宣言するには

宣言から宣言証明書・証明カード受領までは以下のとおりです。

① 電話又はメールで事前連絡

事前にキラッ☆とよた（とよた男女共同参画センター）までご連絡ください。宣言の日時・場所、必要書類の確認等を行います。

TEL : 0565-31-7780

E-mail : clover@city.toyota.aichi.jp

※宣言及び宣言証明書・証明カードの交付の日時は、提出又は提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

② ファミリーシップの宣言

宣言書を提出します。予約した日時に、必要書類をお持ちの上お越しください。ご希望に応じて、個室で対応します。

※ 火～日曜日 午前9時～午後5時 祝日除く

③ 宣言証明書・証明カードの交付

宣言書提出後1週間後を目途に、ご自宅に郵送、またはキラッ☆とよたでお受け取りいただけます。

④ 宣言証明書・証明カードの受領

3 宣言することができる方

ファミリーシップの宣言をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

① 成年に達していること

- ・満18歳以上の方

② 豊田市民であること、又は3か月以内に転入を予定していること

- ・市内に住所を有している方、又は3か月以内に転入を予定している方
- ・転入予定の方は、宣言の際に転入予定先の住所及び転入予定日を記載してください。アパートの契約書など、転入の事実が確認できる書類が必要です。

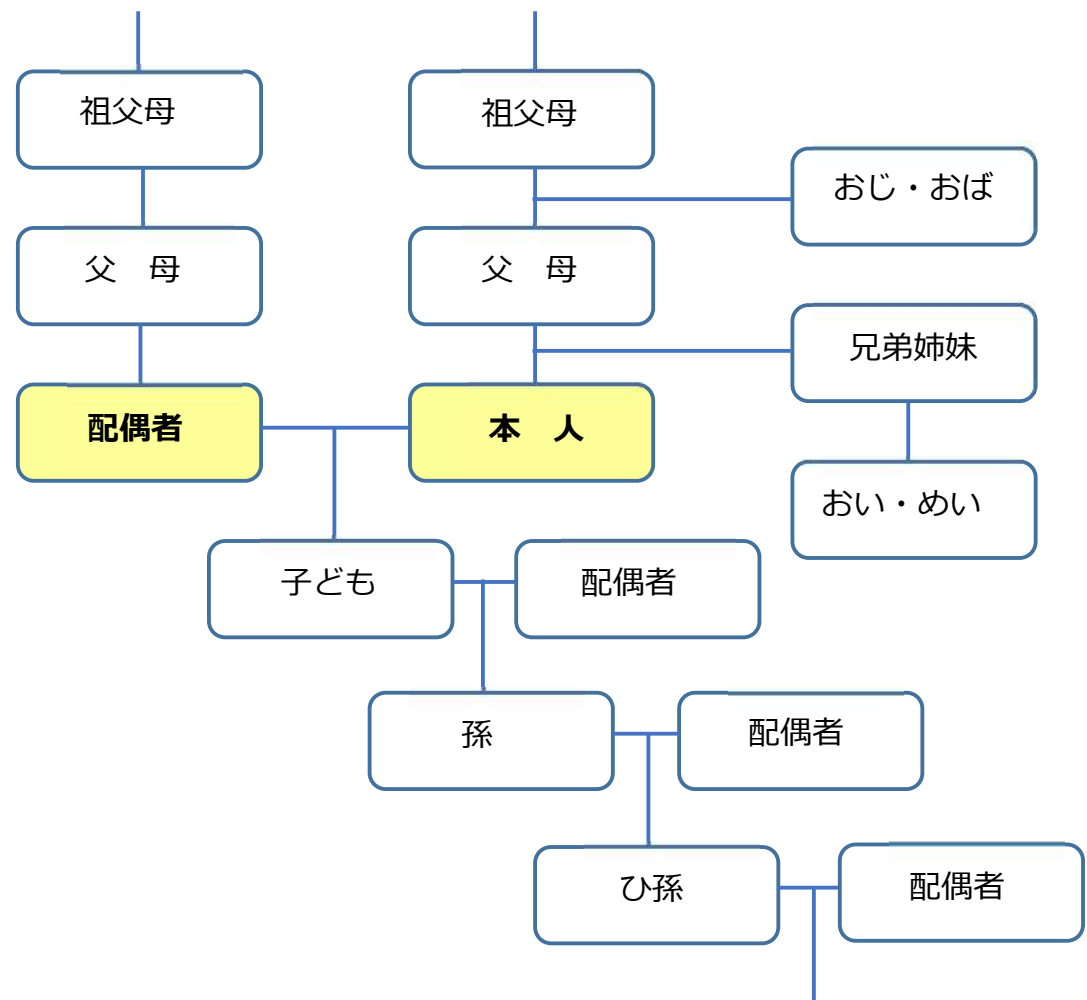
③ 配偶者がいないこと

- ・独身証明書や戸籍抄本等で確認します。
- ・外国人の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。
- ・宣言者以外の方とファミリーシップ、パートナーシップの関係がないことが必要です。
- ・同様の制度を実施する他の自治体で、宣言者以外の方とファミリーシップ、パートナーシップの宣言又は登録を行っている方は、宣言をすることができません。

④ 宣言者同士の関係が直系血族等でないこと

- ・民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣言をすることができません。（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。次ページ図を参照）ただし、宣言者同士が養子と養親の関係にある場合は除きます。

【宣言をすることができない関係】



4 宣言に必要なもの

宣言には、以下のものが必要です。

① ファミリーシップ宣言書（様式第1号）

記載欄をきれいに記入してください。様式はキラッ☆とよた（とよた男女共同参画センター）の窓口にあります。キラッ☆とよたホームページからもダウンロードできます。



HP

(<https://clover-toyota.jp/>)

※宣言書の書き方は6ページ参照

② 現住所を確認できるもの

住民票の写しや住民票記載事項証明書を提出してください。本市に転入予定の方は、アパートの契約書など、転入予定の事実が分かる書類が必要です。
※いずれも3か月以内に発行されたもの

③ 婚姻していないことを証明する書類

戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書を提出してください。外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。
※いずれも3か月以内に発行されたもの

④ 本人確認ができるもの

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証等（8ページ参照）をご提示ください。



※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

5 宣言書（様式第1号）の書き方

様式第1号（第4条関係）

豊田市ファミリーシップ宣言書

3 年 7 月 1 6 日 提出

豊田市長 様

受理 年 月 日
第 号

宣 言 者			
（よ み か た） 氏 名	とよた 氏 豊田	いしろう 氏 一郎	あいち 氏 愛知
生 年 月 日	昭和 6 0 年 5 月 5 日		平成 元 年 3 月 3 日
（よ み か た） 通 称 名 ※通称名で宣言する人のみ			あいち 氏 愛知
			あきこ 氏 秋子
住 所	豊田市西町3丁目60番地		豊田市東町2丁目30番地
〔住民登録をして いるところ〕	〈マンション名等〉 西町ハイツ 107号		〈マンション名等〉

※以下の記載欄は必要な場合に記入

子 を 始 め と し た 近 親 者			
氏 名	豊田 さくら	続柄 長女	続柄
生 年 月 日	令和 2 年 8 月 8 日		年 月 日
住 所	豊田市西町3丁目60番地		
	〈マンション名等〉 西町ハイツ 107号		〈マンション名等〉
代 筆 者			
署 名	豊田 寿之		

私たちは、豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣言し、署名します。

市 確 認 欄	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	※携帯・自宅・勤務先	※携帯・自宅・勤務先

豊田市ファミリーシップ宣言に係る確認事項

豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱に基づくファミリーシップ宣言をするにあたり、次の確認事項について内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

（成年者であること）

- ☒ 双方が民法第4条に規定する成年に達していること。

（市内居住・転入予定であること）

- ☒ 双方が本市に住所を有している（宣言日後3か月以内に市内への転入を予定している場合も含む。）こと。

※転入予定の場合はご記入ください。

氏名： _____ 転入予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名： _____ 転入予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

（独身であること）

- ☒ 双方に配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと、又双方とも他の者とファミリーシップ宣言又はそれに類するものをしていないこと。

（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと）

- ☒ 宣言をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、ファミリーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

（変更・返還の届出）

- ☒ 氏名、住所、確認事項等に変更が生じた、又はファミリーシップの解消等の理由により返還する必要が生じた場合は証明書を添えて（紛失の場合は除きます。）速やかに市長に届け出ること。

【本人確認に必要な証明の例】

「氏名」「住所又は生年月日」を確認できるものに限ります。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード （住所地の市区町村で発行） ・旅券（パスポート） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 （平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。）	・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
	※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。） （「※」の書類のみが2枚以上あっても、確認できません。上段の証明（国民健康保険の被保険者証等）と組み合わせて提示してください。）

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>

6 宣言証明書、証明カードの受領

宣言の要件等に不備が無い場合には、宣言証明書・証明カードを1週間程度でご自宅に郵送、またはキラッ☆とよたでお受け取りいただけます。
内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

【宣言証明書】

様式第2号（第7条関係）

第 〇〇 号
年 月 日



豊田市ファミリーシップ宣言証明書

様 様
年 月 日 生 年 月 日 生

上記両名は、「豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱」に基づき、ファミリーシップの関係であることを証明します。

【特記事項】

宣言日 年 月 日
豊田市長 

【証明カード】

第 〇〇 号
〇年〇月〇日



豊田市ファミリーシップ宣言証明カード

本人 パートナー
〇〇 〇〇 様 〇〇 〇〇 様

上記両名は、「豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱」に基づき、ファミリーシップの関係にあることを証明します。

宣言日 〇年〇月〇日
豊田市長 

（表面）

証明カードの提示を受けられた方へ

この証明カードは、互いをその人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくと宣言されたことを豊田市が証するものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣言された証です。証明の提示を受けられた方は、この宣言を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

【特記事項】

（裏面）

7 宣言内容に変更があった場合（住所変更等）

宣言した事項に変更があった場合、「ファミリーシップ宣言証明書変更届（様式第 5 号）」を提出してください。

8 宣言証明書・証明カードの返還（ファミリーシップ解消等）

次の場合は、「ファミリーシップ宣言証明書返還届（様式第 6 号）」を提出し、宣言証明書・証明カードを市に返還してください。

- ・ファミリーシップを解消した
- ・宣言の要件（P3 参照）を満たさなくなった
- ・一方又は双方が市外へ転出した
- ・一方が死亡した
- ・他の者とファミリーシップ、パートナーシップを有した

※転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

9 ファミリーシップの無効

虚偽の申請など、宣言の要件に該当しないことが判明した場合は、当該ファミリーシップを無効とします。その場合、無効とした宣言証明書・証明カード番号を公表します。

10 愛知県内自治体間連携

制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、愛知県内の自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を令和5年10月に締結しました。以下の協定締結自治体へ転入する場合は、一部手続きが簡略化されます。

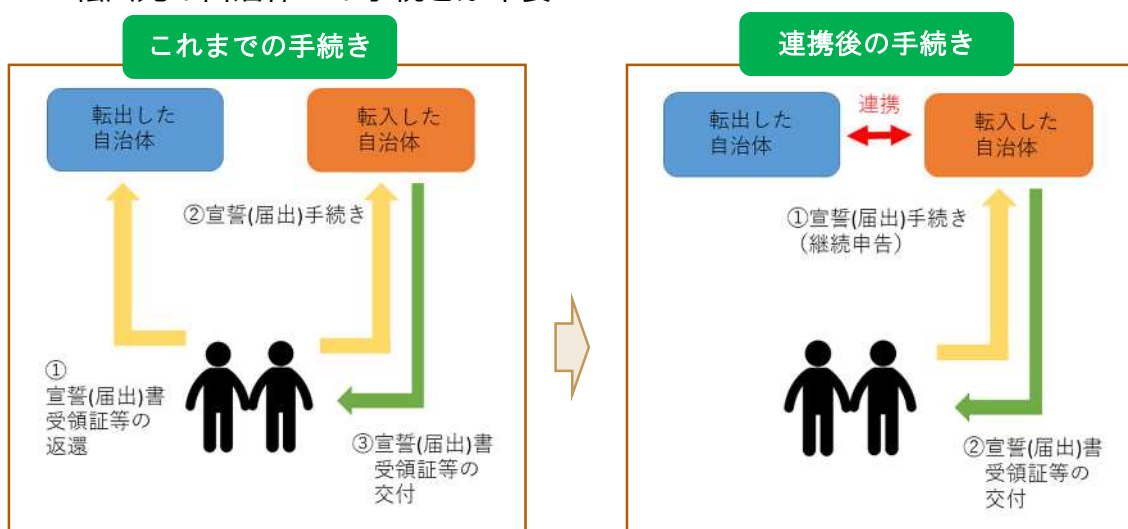
協定締結自治体（豊田市含め 33 自治体・令和6年8月時点）

豊田市 名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市
豊川市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 江南市 小牧市
新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市
豊明市 日進市 田原市 清須市 みよし市 長久手市 豊山町
大口町 扶桑町 東浦町 武豊町 幸田町

※高浜市は令和6年10月1日（火）より自治体間連携の運用を開始する予定です。

簡略化される内容

- ・転入先の自治体への宣誓（届出）手続きの簡素化（添付書類の一部省略等）
- ・転出元の自治体への手続きが不要



- ・簡略化される手続きは自治体によって異なります
- ・自治体間で要件が異なる場合、継続の申告ができない場合があります
- ・手続きの詳細については、各自治体へお問合せください

11 Q&A

Q1 なぜ、ファミリーシップ宣言を導入するのでしょうか。

A1 豊田市は、多様性を認め合う社会の実現のための取組の一環として、ファミリーシップ宣言を導入しました。現在、LGBTQの方は法律婚ができないため、LGBTQのお二人が「婚姻と同様なパートナーである」という意思を宣言し、市がそのことを証明する「証明書」と「証明カード」を発行します。

Q2 ファミリーシップの宣言に費用はかかりますか。

A2 宣言や宣言証明書・証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣言の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

Q3 双方が市内に在住していないと宣言できませんか。

A3 市外からの転入予定の人は、宣言の時点で市内在住の必要はありませんが、宣言日後3か月以内に市内に在住している必要があります。

Q4 養子縁組をしていると宣言できませんか。

A4 LGBTQの方には、民法の定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣言者同士が養子縁組の関係にある場合でも、宣言することができます。

Q5 通称名を使用できますか。

A5 使用することができます。通称名を使用した場合には、宣言証明書や証明カードの裏面等に戸籍上の氏名を記載します。

Q6 宣言証明書や証明カードはどれくらいで受け取ることができますか。

A6 提出された書類等に不備がなく、宣言が適当と認められる場合は、提出から概ね1週間程度でお受け取りいただけます。ただし、内容確認等に時間を要する場合があります。

Q7 宣言証明書や証明カードは公的な本人確認書類として使えますか。

A7 公的な本人確認書類として使用することは提出先の状況によります。あくまで、ファミリーシップの関係であることを証するものです。

Q8 宣言証明書や証明カードはお店等で利用できますか。

A8 現在は民間企業でこの証明書で利用できる制度は少ないですが、今後は利用できる制度が増えるよう働きかけを進めるとともに、引き続き、多様な性への理解を促進する啓発をおこないます。

Q9 他の人に代理で宣言をしてもらうことは可能ですか。

A9 代理の宣言はできません。必ず、宣言者のお二人で窓口にお越しください。

Q10 ファミリーシップ宣言制度と婚姻はどう違いますか。

A10 婚姻は、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。一方、豊田市ファミリーシップ宣言制度は、法的な効力はありません。また、宣言を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

12 豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱

豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市総合計画のまちづくりの基本的な考え方において示される様々な人が持つ価値観などを「共有する豊かさ」が重要となることや、多様な働き方・暮らし方の選択肢の創出などによる一人ひとりの幸せの実現や満足度の向上を前提とし、第4次とよた男女共同参画プラン（クローバープラン）の基本理念「誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会」に基づき、多様性を受け入れるダイバーシティ社会の実現を目指し、性的少数者に係るファミリーシップ宣言について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性とは異なる者をいう。
- (2) ファミリーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係及び、当該パートナーの一方又は双方の実子又は養子を始めとした近親者を含めた関係をいう。

(ファミリーシップ宣言をすることができる者の要件)

第3条 宣言をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年4月27日法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が本市に住所を有している（宣言日後3か月以内に市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）がないこと。
- (4) 双方とも他の者とファミリーシップ宣言又はそれに類するものをしていないこと。
- (5) 宣言をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、宣言をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(ファミリーシップ宣言の方法)

第4条 宣言をしようとする者は、豊田市ファミリーシップ宣言書（様式第1号。以下「宣言書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣言をしようとする者は、宣言する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣言書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、市内への転入を予定しているものにあつては、その事実が確認できる書類。いずれも宣言日前3か月以内に発行されたものに限る。

（2）双方の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものの又はその他婚姻していないことを証明する書類。いずれも宣言日前3か月以内に発行されたものに限る。

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 宣言書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

5 宣言をしようとする者のうち一方又は双方が宣言書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

（本人確認等）

第5条 市長は、宣言をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（1）個人番号カード

（2）旅券

（3）運転免許証

（4）前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、市長が認めたもの

（通称名の使用）

第6条 宣言をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣言書において、氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣言をするときに提示しなければならない。

（証明書の交付）

第7条 市長は、提出のあった宣言書、添付書類等の提出及び双方のファミリーシップ宣言に関する意思確認を行う。適切な申請と認められるときは、当該者に対し、豊田市ファミリーシップ宣言証明書（様式第2号）及び豊田市

ファミリーシップ宣言証明カード（様式第3号）を宣言書の写しを添えて交付するものとする。（様式第2号及び様式第3号を以下「証明書」という。）この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書に記載するものとする。

（証明書の再交付）

第8条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、毀損、汚損、その他市長が認める事情により証明書の再交付を希望するときは、豊田市ファミリーシップ宣言証明書再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は証明書を再交付するものとする。
- 3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書を発見したときは、速やかに当該証明書を市長に返還しなければならない。

（宣言書記載事項変更の申出）

第9条 証明書の交付を受けた者は、住所、氏名その他宣言時に提出した書類の記載事項に変更があった場合には、ファミリーシップ宣言届出事項変更届（様式第5号）を交付済みの証明書とともに市長に提出するものとする。

（証明書の返還）

第10条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊田市ファミリーシップ宣言証明書返還届（様式第6号）に証明書を添付し、市長に届け出なければならない。

- （1）証明書の交付を受けた者の一方が死亡したとき。（やむを得ない場合を除く）
- （2）双方の意思によりファミリーシップが解消されたとき。
- （3）第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （4）宣言書を提出した時点において、証明書の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

（証明書の無効）

第11条 市長は、証明書の交付を受けた者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたこと又は証明書を不正に使用したことが判明したときは、証明書を無効とすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により証明書を無効とした場合は、証明書の交付を受けた者に交付した証明書の返還を求めるものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書の交付番号（証明書ごとに付与された番号をいう）を公表することができる。

(自治体間連携に関する協定による証明書の交付)

第12条 市長は、宣言をしようとする者が「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」(以下「連携協定」という。)を本市と締結している自治体(以下「連携自治体」という。)の交付を受けている場合において、本市への住所地の変更後も引き続きファミリーシップの関係を継続し、第3条各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、連携協定の規程に基づき、証明書の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣言者」という。)は、所定の事項をそれぞれ自署したパートナーシップ・ファミリーシップ制度継続申告書(様式第7号)(以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

(1) 連携自治体発行の証明書等

(2) 住所地の変更を証する書類

3 市長は、転入宣言者に対し第1項の規程により証明書を交付した場合は、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。

ただし、第2項に規定の申告書により転入宣言者双方の同意を得るものとし、同意を得られない場合は、本条の規定による手続きを行うことができない。

4 転入宣言者は、申告書を提出する際に、第4条第3号各号のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。

5 市長は、証明書の交付を受けた者又は転入宣言者が連携自治体へ転出し、当該自治体に継続申告に係る書類として証明書を提出した場合は、前条の規定にかかわらず、証明書が返還されたものとみなす。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 7月16日から施行する。

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

7 各種様式

様式第1号（第4条関係） 表面

様式第1号（第4条関係）

豊田市ファミリーシップ宣言書

年 月 日 提出

豊田市長 様

受理 年 月 日
第 号

宣 言 者			
（よ み か た） 氏 名	氏	名	
生 年 月 日	年	月	日
（よ み か た） 通 称 名 ※通称名で宣言する人のみ	氏	名	
住 所 〔住民登録をして いるところ〕			
	（マンション名等）		（マンション名等）

※以下の記載欄は必要な場合に記入

子 を 始 め と し た 近 親 者			
氏 名			続柄
			続柄
生 年 月 日	年	月	日
住 所			
	（マンション名等）		（マンション名等）
代 筆 者			
署 名			

私たちは、豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣言し、署名します。

市 確 認 欄	□個 □旅 □免	□個 □旅 □免
	□その他（ ）	□その他（ ）
	（※※※・自宅・勤務先）	（※※※・自宅・勤務先）

様式第1号（第4条関係） 裏面

豊田市ファミリーシップ宣言に係る確認事項

豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱に基づくファミリーシップ宣言をするにあたり、次の確認事項について内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

（成年者であること）

- ☐ 双方が民法第4条に規定する成年に達していること。

（市内居住・転入予定であること）

- ☐ 双方が本市に住所を有している（宣言日後3か月以内に市内への転入を予定している場合も含む。）こと。

※転入予定の場合はご記入ください。

氏名： _____ 転入予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名： _____ 転入予定日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

（独身であること）

- ☐ 双方に配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと、又双方とも他の者とファミリーシップ宣言又はそれに類するものをしていないこと。

（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと）

- ☐ 宣言をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、ファミリーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

（変更・返還の届出）

- ☐ 氏名、住所、確認事項等に変更が生じた、又はファミリーシップの解消等の理由により返還する必要が生じた場合は証明書を添えて（紛失の場合は除きます。）速やかに市長に届け出ること。

様式第2号（第7条関係）

【Aタイプ（市章のみ）】

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日



豊田市ファミリーシップ宣言証明書

様 様
年 月 日 生 年 月 日 生

上記両名は、「豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱」に基づき、ファミリーシップの関係であることを証明します。

【特記事項】

宣言日 年 月 日

豊田市長

印

【B タイプ（ひまわり）】

様式第2号（第7条関係）		第 号
		年 月 日
		
豊田市ファミリーシップ宣言証明書		
様	様	
年 月 日 生	年 月 日 生	
上記両名は、「豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱」に基づき、ファミリーシップの関係であることを証明します。		
【特記事項】		
宣言日 年 月 日		
豊田市長		

様式第3号（第7条関係）

【A タイプ（市章のみ）】



第 ○○ 号
○年○月○日

豊田市ファミリーシップ宣言証明カード

本人 パートナー
○○ ○○ 様 ○○ ○○ 様

上記両名は、「豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱」に
基づき、ファミリーシップの関係にあることを証明します。

宣言日 ○年○月○日

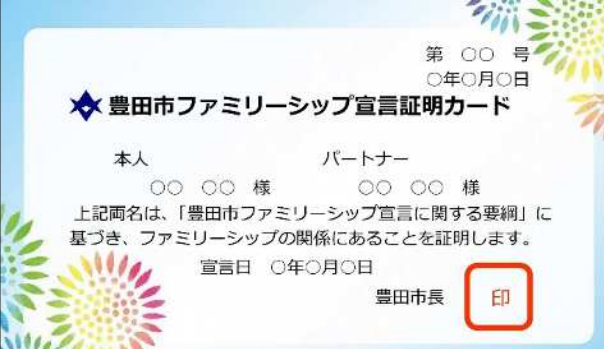
豊田市長 印

証明カードの提示を受けられた方へ

この証明カードは、互いをその人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくと宣言されたことを豊田市が証するものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣言された証です。証明の提示を受けられた方は、この宣言を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

【特記事項】

【B タイプ（ひまわり）】



第 ○○ 号
○年○月○日

豊田市ファミリーシップ宣言証明カード

本人 パートナー
○○ ○○ 様 ○○ ○○ 様

上記両名は、「豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱」に
基づき、ファミリーシップの関係にあることを証明します。

宣言日 ○年○月○日

豊田市長 印

証明カードの提示を受けられた方へ

この証明カードは、互いをその人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくと宣言されたことを豊田市が証するものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣言された証です。証明の提示を受けられた方は、この宣言を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

【特記事項】

様式第4号（第8条関係）

豊田市ファミリーシップ宣言証明書再交付申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

年 月 日付けで交付された豊田市ファミリーシップ宣言証明書の再交付について、豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱第8条の規定により申請します。

（申請者）

氏名又は通称名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		

（代筆者）

代 筆 者		
署 名		

（再交付を希望する受領証の種類）

☐ 豊田市ファミリーシップ宣言証明書（様式第2号）
☐ 豊田市ファミリーシップ宣言証明カード（様式第3号）

（再交付を希望する理由）

☐ 紛 失 ☐ 毀 損 ☐ 汚 損
☐ その他（ ）

市 確 認 欄	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免
	☐ その他（ ） （携帯・自宅・勤務先）	☐ その他（ ） （携帯・自宅・勤務先）

様式第5号（第9条関係）

豊田市ファミリーシップ宣言届出事項変更届

年 月 日

豊 田 市 長 様

年 月 日付けで交付された豊田市ファミリーシップ宣言証明書の記載事項変更について、豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱第9条の規定により申請します。

（申請者） ※氏名又は通称名、生年月日、住所欄は変更前の内容を記載すること

氏名又は通称名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
証 明 書 番 号		
変 更 内 容		
変 更 理 由	☐ 改姓・改名 ☐ 転居・転入 ☐ その他（ ）	

（代筆者）

	代 筆 者
署 名	

市 確 認 欄	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	（携帯・自宅・勤務先）	（携帯・自宅・勤務先）

様式第6号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

豊田市ファミリーシップ宣言証明書返還届

年 月 日

豊 田 市 長 様

年 月 日付けで交付された豊田市ファミリーシップ宣言証明書について、豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱第10条の規定により返還します。

（申請者）

氏名又は通称名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
証 明 書 番 号		
返 還 理 由	☐ 一方が死亡した ☐ ファミリーシップを解消した ☐ 要綱第3条第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなった ☐ その他（ ）	

（代筆者）

代 筆 者		
署 名		

市 確 認 欄	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免
	☐ その他（ ） （携帯・自宅・勤務先）	☐ その他（ ） （携帯・自宅・勤務先）

様式第7号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ制度継続申告書

年 月 日

豊 田 市 長 様

豊田市ファミリーシップ宣言に関する要綱第12条の規定に基づき、住所地の変更前の自治体でパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る証明書等の交付を受けていること、及びお互いを人生のパートナーとし日常生活において相互に協力し合うことを約した関係を継続していることを申告します。

なお、申告書の情報について、住所地の変更前の自治体に通知することに同意します。

（申告者）

豊田市長 様

受理 年 月 日
第 号

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
通 称 名		
新 住 所		
	転入日： 年 月 日	転入日： 年 月 日
旧 住 所		

（代筆者）

代 筆 者		
署 名		

市 確 認 欄	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免	☐ 個 ☐ 旅 ☐ 免
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	（特記・自己・親族等）	（特記・自己・親族等）



豊田市ファミリーシップ宣言 利用ガイドブック

令和 6 年 8 月 発行

豊田市役所 生涯活躍部 市民活躍支援課
とよた男女共同参画センター（キラッ☆とよた）

TEL : 0565-31-7780 FAX : 0565-31-3270

E-mail : clover@city.toyota.aichi.jp

HP : <https://clover-toyota.jp/>